

国立大学法人電気通信大学在宅勤務細則

平成27年 3月26日

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人電気通信大学（以下「本学」という。）における在宅勤務の実施に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この細則は、国立大学法人電気通信大学就業規則（以下「就業規則」という。）

第3条第1号に定める教育研究職員（以下「教員」という。）の出産又は育児及び介護における負担を軽減し、仕事と家庭生活との両立を支援することを目的とする。

(定義)

第3条 この細則において在宅勤務とは、教員がその自宅において勤務することをいう。

(適用対象者)

第4条 在宅勤務をすることができる教員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 妊娠中の女性の教員
- (2) 小学一年生までの子どもを養育している教員
- (3) 次の各号の一に該当する家族の療育・介護を日常的もしくは定期的に担っている教員
 - 一 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
 - 二 父母
 - 三 子
 - 四 配偶者の父母
 - 五 教員と同居している次に掲げる者
 - イ 祖父母、兄弟姉妹又は孫
 - ロ 父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者、配偶者の子

(在宅勤務の申請の手続き等)

第5条 在宅勤務をする者（以下「在宅勤務者」という。）は、あらかじめ所属する部局の長の了解を得た上で、在宅勤務を開始又は更新しようとする日の2週間前までに、在宅勤務実施・更新申請書（別紙様式第1号）により学長に申請しなければならない。

2 学長は、前項の申請があった場合には速やかに在宅勤務の可否を決定し、当該在宅勤務を申請した教員に通知しなければならない。

3 在宅勤務者が、在宅勤務を終了又は更新した場合は、速やかに在宅勤務成果報告書（別紙様式第2号）を学長に提出しなければならない。

(在宅勤務の期間)

第6条 在宅勤務の期間は、4月1日から翌3月31日の範囲内で、個々の在宅勤務者ごとに定める。

2 前項の在宅勤務の期間は、1月以上1年を超えない範囲内で定めるものとする。

(勤務の形態)

第7条 在宅勤務者は、在宅勤務の必要に応じて次の各号に掲げるいずれかの勤務の形態により、当該在宅勤務者が希望する曜日において在宅勤務をすることができる。ただし、学長が必要と認めるときは、出勤することを求めることがある。

- (1) 月曜日から金曜日までの5日間のうち1日
- (2) 月曜日から金曜日までの5日間のうち2日
- (3) 月曜日から金曜日までの5日間のうち3日
- (4) 月曜日から金曜日までの5日間のうち4日
- (5) 休日（国立大学法人電気通信大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程（以下「勤務時間規程」という。）第10条に定める休日をいう。）以外の日

(勤務状況の管理)

第8条 在宅勤務者の所定勤務時間、休日及び休暇は、勤務時間規程の定めるとおりとし、勤務時間の配分は、当該在宅勤務者の裁量に委ねるものとする。

2 在宅勤務者は、勤務時間記録簿（別紙様式第3号）を当該月終了後速やかに、部局長に提出しなければならない。

(在宅勤務の取消)

第9条 学長は、在宅勤務者が在宅勤務期間中において勤務実績がないなど不適切な運用をした場合には、在宅勤務の許可を取り消すことができる。

(休暇の取得)

第10条 在宅勤務者は、在宅勤務日において年次有給休暇、病気休暇又は特別休暇を取得するときは、勤務時間規程の定めるところにより、承認を得るものとする。

(休日の振替)

第11条 勤務時間規程第10条に規定する休日において、在宅勤務者に対しその遂行手段及び時間配分の決定等に関し具体的な指示を行った場合には、休日の振替を行うものとする。

(研修及び出張の取扱い)

第12条 在宅勤務者は、就業規則第35条及び国立大学法人電気通信大学教育研究職員の就業の特例に関する規程第9条の定めるところにより研修を行うことができる。

2 学長は、就業規則第41条の定めるところにより在宅勤務者に対して出張を命じることができる。

3 前二項の場合において、妊娠中の在宅勤務者に、研修を承認し、及び出張を命ずる場合は、学長は、母体又は胎児の健康保持に影響がないよう留意して行うものとする。

(給与等の取扱い)

第13条 在宅勤務者には、本給、本給の調整額及び諸手当を支給する。

2 在宅勤務者の通勤手当は第7条に定める勤務の形態に応じて、支給する。

(業務上の災害補償)

第14条 在宅勤務者が、業務を原因（業務遂行性と業務起因性の両方が認められるものに限る。）として災害を被った場合は、就業規則第45条に定める業務上の災害補償と同じ取扱いとする。

(情報セキュリティ対策及び費用負担)

第15条 在宅勤務時の情報セキュリティ対策については、本学が定めている情報セキュリティポリシー等に準ずるものとする。

2 在宅勤務に伴って発生する光熱費、通信費等の費用は、在宅勤務者の負担とする。

(雑則)

第16条 この細則に定めのない事項については、就業規則、勤務時間規程及びその他の関係規程の定めるところによる。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

在宅勤務 実施 申請書
更新

国立大学法人電気通信大学長 殿

所属
職名
氏名 印

国立大学法人電気通信大学在宅勤務細則第5条の規定により、下記のとおり在宅勤務について申請します。

記

1. 実施理由	<input type="checkbox"/> 妊娠によるもの 出産予定日： 年 月 日	
	<input type="checkbox"/> 就学前までの子に係る養育 <input type="checkbox"/> 家族の療育・介護 氏名： 続柄 生年月日： 年 月 日生	
2. 実施期間	年 月 日～ 年 月 日	
3. 勤務形態	在宅勤務細則第7条 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号 （月・火・水・木・金） <input type="checkbox"/> 第5号（毎日）	
4. 緊急時の連絡先	携帯電話	
	自宅電話	
	E-mail	
5. 備考		部局の長印

- (注) ①この申請書には、該当する家族の氏名、続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生申出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書、住民票等のいずれか）を添付すること（写しでも可）。
- ②「2 実施期間」欄には、4月1日から翌3月31日の範囲内で、かつ、1月以上の期間を記入すること。
- ③「3 勤務形態」欄の第1号から第4号による場合は、在宅勤務する曜日に○印を記入すること。
- ④在宅勤務の取消しを申し出の場合は、その旨を裏面に記入すること。
- ⑤該当する□にはレ印を記入すること。

勤務時間記録簿

年 月分

所属			職名	氏名		
日	曜日	出張・休暇等	勤務時間 上段：始業時刻 下段：終業時刻	勤務内容		備考
				勤務時間数	業務内容	
1			：			
			：			
2			：			
			：			
3			：			
			：			
4			：			
			：			
5			：			
			：			
6			：			
			：			
7			：			
			：			
8			：			
			：			
9			：			
			：			
10			：			
			：			
11			：			
			：			
12			：			
			：			
13			：			
			：			
14			：			
			：			
15			：			
			：			
小計						

(裏)

日	曜日	出張・休暇等	勤務時間 上段：始業時刻 下段：終業時刻	勤務内容		備考
				勤務時間数	業務内容	
16			:			
			:			
17			:			
			:			
18			:			
			:			
19			:			
			:			
20			:			
			:			
21			:			
			:			
22			:			
			:			
23			:			
			:			
24			:			
			:			
25			:			
			:			
26			:			
			:			
27			:			
			:			
28			:			
			:			
29			:			
			:			
30			:			
			:			
31			:			
			:			
小計						
合計						